

佐賀県規則第22号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（受理書）</u></p> <p>第27条 知事（騒音に係る特定施設にあっては、市町長）は、<u>条例第9条第1項、第11条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の規定による届出（粉じんに係るものを除く。）を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。この場合において、第3条に規定する保健福祉事務所長を経由してされた届出に係る受理書にあっては、当該保健福祉事務所長を経由して交付しなければならない。</u></p> <p>（立入検査の身分証明書）</p> <p>第28条 条例第45条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、<u>様式第17号のとおりとする。</u></p> <p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>	<p>第27条 削除</p> <p>（立入検査の身分証明書）</p> <p>第28条 条例第45条第3項に規定する身分を示す証明書は、<u>様式第17号又は環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）の別記様式により作成するものとする。</u></p> <p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第36条 条例第50条第6項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物の新築</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>

改正前	改正後
<p>(ア)～(ヅ) 略</p> <p>(タ) <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) 略</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設（以下「航空保安施設」という。）</p> <p>(ト)～(ハ) 略</p> <p>(ホ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（以下「重要文化財」という。）、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財（以下「埋蔵文化財」という。）又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という。）の保存のための建築物</p> <p>(マ)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第39条 条例第50条第10項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(ア)～(ヅ) 略</p> <p>(タ) <u>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</u>（昭和45年法律第136号。以下「<u>海洋汚染等防止法</u>」という。）第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) 略</p> <p>(テ) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設（以下「航空保安施設」という。）</p> <p>(ト)～(ハ) 略</p> <p>(ホ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（以下「重要文化財」という。）、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財（以下「埋蔵文化財」という。）又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という。）の保存のための建築物</p> <p>(マ)～(メ) 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>（特別地区内における許可等を要しない行為）</p> <p>第39条 条例第50条第10項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 境界標（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>エ～サ 略</p> <p>シ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</u></p> <p>ス～ソ 略</p> <p>タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</u></p> <p>チ～ネ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～オ 略</p>	<p>オ～シ 略</p> <p>ス <u>海洋汚染等防止法第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</u></p> <p>セ～タ 略</p> <p>チ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</u></p> <p>ツ～ノ 略</p> <p>ハ <u>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。第5号及び第42条第3号において「種の保存法」という。）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。</u></p> <p>ヒ <u>野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。</u></p> <p>フ <u>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>種の保存法第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係る</u></p>

改正前	改正後
<p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内（以下「保安林の区域等」という。）における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第22条の11第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第17条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>ク 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）<u>第4条第6項</u>に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これに類するもの及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工</p>	<p><u>もの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。</u></p> <p><u>キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内（以下「保安林の区域等」という。）における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）<u>第63条第1項第1号</u>に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>イ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）<u>第21条第1項</u>に規定する保護水面の管理計画（以下「保護水面の管理計画」という。）に基づいて行う行為</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>ク 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）<u>第5条第6項</u>に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これに類するもの及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工</p>

改正前	改正後
<p>作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第42条 条例第51条第3項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 第39条第1号、第5号イから<u>オ</u>まで又は第8号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第8号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（普通地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第48条 条例第52条第6項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第39条第1号に掲げるもの（同号<u>エ</u>、<u>三</u>及び<u>ヌ</u>に掲げるも</p>	<p>作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>ケ・コ 略</p> <p>(9) 略</p> <p>（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）</p> <p>第42条 条例第51条第3項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 第39条第1号、第5号イから<u>キ</u>まで又は第8号アからキまで、ケ若しくはコに掲げる行為（同条第1号又は第8号ウにあっては、工作物を新築することを除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ</u> 種の保存法第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）</p> <p><u>カ</u> 認定保護増殖事業等の実施のための行為</p> <p>(4) 略</p> <p>（普通地区内における届出等を要しない行為）</p> <p>第48条 条例第52条第6項第4号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア 第39条第1号に掲げるもの（同号<u>ト</u>、<u>ヌ</u>及び<u>ネ</u>に掲げるも</p>

改正前	改正後
<p>のを除く。)</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア <u>水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</u></p> <p>イ～オ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。</u></p> <p>シ～セ 略</p> <p>ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第86条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。</p> <p>タ～ニ 略</p> <p>ヌ <u>電源開発促進法（昭和27年法律第283号）第5条に規定する電源開発等、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律</u></p>	<p>のを除く。)</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>イ～オ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第52条 条例第56条第2号の規則で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>海洋汚染等防止法第3条第14号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。</u></p> <p>シ～セ 略</p> <p>ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。</p> <p>タ～ニ 略</p> <p>ヌ <u>水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送</u></p>

改正前	改正後
<p>第84号) 第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ネ～フ 略 (管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～タ 略</p> <p>チ <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号</u>に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ツ～ナ 略</p> <p>ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヌ～ヤ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第1号</u>に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水等</p>	<p><u>電変電施設の整備</u>、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為</p> <p>ネ～フ 略 (管理地区内における許可を要しない行為)</p> <p>第62条 条例第61条第7項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～タ 略</p> <p>チ <u>海洋汚染等防止法第3条第14号</u>に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>ツ～ナ 略</p> <p>ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。</p> <p>ヌ～ヤ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水等を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>海洋汚染等防止法第3条第1号</u>に規定する船舶又は同条第10号に規定する海洋施設から汚水等を排出すること。</p>

改正前	改正後
<p>を排出すること。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第61条第3項第11号から第13号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則第22条の11第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第61条第3項第12号及び第13号に掲げるものを除く。）</p> <p>ウ <u>水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</u>（条例第61条第3項第7号及び第9号から第13号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス 略</p> <p>(10) 略</p> <p>（監視地区内における届出を要しない行為）</p> <p>第65条 条例第62条第5項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>水産資源保護法第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</u></p> <p>オ～コ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>（協議の適用除外となる国の機関又は地方公共団体の行為）</p>	<p>(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保安林の区域等における森林法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第61条第3項第11号から第13号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第61条第3項第12号及び第13号に掲げるものを除く。）</p> <p>ウ 保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第61条第3項第7号及び第9号から第13号までに掲げるものを除く。）</p> <p>エ～ス 略</p> <p>(10) 略</p> <p>（監視地区内における届出を要しない行為）</p> <p>第65条 条例第62条第5項第2号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>オ～コ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>（協議の適用除外となる国の機関又は地方公共団体の行為）</p>

改正前	改正後
<p>第69条 条例第69条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(ウ) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園、都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園又は都市公園等整備緊急措置法（昭和47年法律第67号）第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第9条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 （氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p>	<p>第69条 条例第69条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(ウ) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第9条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 （氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>備考 1～4 略 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第2号（第10条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>略</p> <p>備考 1～4 略</p> <p>略</p> <p>様式第2号（第10条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 1～4 略 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第3号（第11条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p>	<p>備考 1～4 略</p> <p>様式第3号（第11条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="232 256 1104 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～5 略 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第4号（第12条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="887 536 1099 579" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p>	<div data-bbox="1155 256 2027 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～5 略</p> <p>様式第4号（第12条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="1809 536 2022 579" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p>
<div data-bbox="232 809 1104 852" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="887 1086 1099 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p>	<div data-bbox="1155 809 2027 852" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>様式第5号（第12条関係）</p> <p>略</p> <div data-bbox="1809 1086 2022 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p>
<div data-bbox="232 1358 1104 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<div data-bbox="1155 1358 2027 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

改正前	改正後
<p>備考 1～4 略 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第6号（第13条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>備考 1～4 略</p> <p>様式第6号（第13条関係）</p> <p>略</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 1～4 略 5 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第8号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>備考 1～4 略</p> <p>様式第8号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考 1・2 略 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p>	<p>備考 1・2 略</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第9号（第20条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>略</p> <p>様式第9号（第20条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>
<p>様式第10号（第21条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第10号（第21条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>
<p>様式第11号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その</p>	<p>様式第11号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略 <u>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第12号 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略 <u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第13号 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略</p>	<p style="text-align: right;">代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1～3 略</p> <p>様式第12号 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略</p> <p>様式第13号 (第23条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考 1・2 略</p>

改正前	改正後
<p><u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第15号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第16号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第15号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>様式第16号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>

様式第17号及び様式第18号中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第19号（第35条関係）</p>	<p>様式第19号（第35条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>申請者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>略</p> <p>申請者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(6) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>
<p>様式第20号 (第37条関係)</p> <p>略</p> <p>届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名) 印</p> <p>略</p>	<p>様式第20号 (第37条関係)</p> <p>略</p> <p>届出者 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<div data-bbox="230 252 1102 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 届出書には、次の書類を添付すること（佐賀県環境の保全と創造に関する条例第50条第7項の規定による非常災害のために必要な応急措置としてした行為については、(1)のみで足りる。）。 <p>(1)～(4) 略</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 略 4 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u> <p>様式第21号（第40条、第43条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div data-bbox="230 1264 1102 1311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>	<div data-bbox="1153 252 2022 300" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 略 2 届出書には、次の書類を添付すること（佐賀県環境の保全と創造に関する条例第50条第7項の規定による非常災害のために必要な応急措置としてした行為については、(1)のみで足りる。）。 <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>(6) <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 略 <p>様式第21号（第40条、第43条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div data-bbox="1153 1264 2022 1311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p>

改正前	改正後
<p>3 届出書には、次の<u>図面</u>を添付すること。 (1)・(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第22号（第44条関係） 略</p> <p style="text-align: center;">申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） <u>印</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>	<p>3 届出書には、次の<u>書類</u>を添付すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u> <u>(4) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p> <p>様式第22号（第44条関係） 略</p> <p style="text-align: center;">申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の<u>図面</u>も添付すること。 (1)・(2) 略</p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の<u>書類</u>も添付すること。 (1)・(2) 略 <u>(3) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 略</p> <p><u>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第23号（第45条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p><u>(4) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第23号（第45条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(6) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>

様式第24号中「印」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>様式第25号（第54条関係）</p> <p>略</p> <p>申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 603 1106 647"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第26号（第60条関係）</p> <p>略</p> <p>申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その</p>	略	<p>様式第25号（第54条関係）</p> <p>略</p> <p>申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 603 2033 647"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(5) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第26号（第60条関係）</p> <p>略</p> <p>申請者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その</p>	略
略			
略			

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第27号（第61条、第71条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>申請者</u> （氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名) 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p>	<p style="text-align: center;">代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 申請書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>(5) <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第27号（第61条、第71条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>届出者</u> （氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p>

改正前	改正後
<p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</p> <p>様式第28号（第63条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>	<p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略 <u>(4) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u> <u>(5) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第28号（第63条関係） 略</p> <p style="text-align: right;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、<u>行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図</u>を添付すること。</p>	<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、<u>次の書類</u>を添付すること。</p> <p><u>(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図</u></p> <p><u>(2) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができ</u></p>

改正前	改正後
<p>3 略</p> <p>4 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p> <p>様式第29号（第64条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>る場合は、この限りではない。</u></p> <p>(3) <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>様式第29号（第64条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>(5) <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>

改正前	改正後
<u>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u>	

様式第30号及び様式第31号中「印」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第32号（第70条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>申請者</u>（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名） 印</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第32号（第70条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>届出者</u>（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 届出書には、次の書類を添付すること。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(5) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>

様式第33号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。